

令和3年第2回定例会提出議案の説明資料

議案 番号	件名	担当部課	頁
1	専決処分について（柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）	財政部 市民税課	1
2	専決処分について（柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）	保健福祉部 障害福祉課	2
3	柏市税条例等の一部を改正する条例の制定について	財政部 市民税課	3
4	柏市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	財政部 収納課	4
5	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	保健福祉部 障害福祉課 こども部 こども福祉課／保育 運営課	5
6	工事の請負契約の締結について（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（校舎棟）建築工事）	学校教育部 学校施設課	6
7	工事の請負契約の締結について（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（校舎棟）機械設備工事）	学校教育部 学校施設課	7
8	工事の請負契約の締結について（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（校舎棟）電気設備工事）	学校教育部 学校施設課	8
9	工事の施行協定の締結について（常磐線柏・北柏間仲町跨（こ）線道路橋補修工事）	土木部 道路保全課	9
10	和解について	財政部 債権管理課	10
11	専決処分について（令和3年度柏市一般会計補正予算について（第1号））	財政部 財政課	12
12	令和3年度柏市一般会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	12

議案第 1 号 専決処分について（柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第 1 号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 3 月 3 1 日に公布され、その一部について同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の継続、軽自動車税の環境性能割に係る税率の臨時的軽減措置の適用期限の延長等を行うため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により同年 3 月 3 1 日に専決処分により柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例を制定したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 柏市税条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

(1) 令和 3 年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の負担についての調整措置を引き続き講じること（附則第 9 条の 2，附則第 10 条，附則第 10 条の 3，附則第 11 条及び附則第 11 条の 3 関係）。

(2) 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に取得した自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和 3 年 12 月 3 1 日まで延長すること（附則第 13 条の 2 関係）。

2 柏市都市計画税条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

令和 3 年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の負担についての調整措置を引き続き講じること（附則第 6 項から第 11 項まで，附則第 13 項，附則第 14 項及び附則第 18 項関係）。

3 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 2 号 専決処分について（柏市重度心身障害者医療費の支給に関する  
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて）

議案第 2 号は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令が令和 3 年 3 月 31 日に公布され、同日から施行されたことに伴い、重度心身障害者のうち高額治療継続者等に係る障害者医療費の支給の制限を行わない期間の延長を行うため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により同日に専決処分により柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 重度心身障害者のうち高額治療継続者等に係る障害者医療費の支給の制限を行わない期間を 3 年間延長し、令和 6 年 3 月 31 日までとすること（柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成 19 年柏市条例第 15 号）附則第 3 項関係）。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。

## 議案第 3 号 柏市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号は、地方税法等の改正に伴い、個人市民税に係る均等割及び所得割の非課税の範囲に係る扶養親族の見直し、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例に係る割合の変更等を行うため、柏市税条例等の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

### 1 柏市税条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

(1) 令和 6 年度以後の各年度分の個人の市民税における均等割及び所得割の非課税の範囲に係る扶養親族について、年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとすること（第 24 条第 2 項及び附則第 3 条の 3 第 1 項関係）。

(2) 市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税の課税標準の特例に係る割合を 2 分の 1 から 3 分の 2 に改めること（附則第 8 条の 2 第 16 項関係）。

### 2 柏市都市計画税条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

市民緑地の用に供する土地に係る都市計画税の課税標準の特例に係る割合を 2 分の 1 から 3 分の 2 に改めること（附則第 4 項関係）。

### 3 柏市税条例等の一部を改正する条例の一部改正（改正条例第 3 条関係）

所要の規定の整備をすること（第 2 条関係）。

### 4 施行期日

(1) 1（2）、2 及び 3 は、公布の日から施行すること。

(2) 1（1）は、令和 6 年 1 月 1 日から施行すること。

議案第 4 号 柏市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定  
について

議案第 4 号は、審査申出書等に係る押印等を廃止するため、柏市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 審査申出書における審査を申し出るものの押印を廃止すること（旧第 5 条第 4 項関係）。
- 2 口述書における提出する者の署名押印を廃止すること（第 9 条第 5 項関係）。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 5 号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 5 号は，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い，関係条例の整備を行うため，柏市婦人保護施設設備運営基準条例ほか 9 条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は，次のとおりです。

- 1 施設等における諸記録の作成，保存等について，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができることとするため，次に掲げる条例の規定の整備を行うこと。
  - (1) 柏市婦人保護施設設備運営基準条例（改正条例第 1 条関係）
  - (2) 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（改正条例第 2 条関係）
  - (3) 柏市指定障害福祉サービス事業等人員設備運営基準等条例（改正条例第 3 条関係）
  - (4) 柏市指定障害者支援施設等人員設備運営基準等条例（改正条例第 4 条関係）
  - (5) 柏市障害福祉サービス事業設備運営基準条例（改正条例第 5 条関係）
  - (6) 柏市地域活動支援センター設備運営基準条例（改正条例第 6 条関係）
  - (7) 柏市福祉ホーム設備運営基準条例（改正条例第 7 条関係）
  - (8) 柏市障害者支援施設設備運営基準条例（改正条例第 8 条関係）
  - (9) 柏市地域型保育事業設備運営基準条例（改正条例第 9 条関係）
  - (10) 柏市指定障害児通所支援事業等人員設備運営基準等条例（改正条例第 10 条関係）
- 2 この条例は，令和 3 年 7 月 1 日から施行すること。

議案第 6 号 工事の請負契約の締結について（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（校舎棟）建築工事）

議案第 6 号は、（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（校舎棟）建築工事について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

1 場所

柏市船戸一丁目 7 番 1

2 概要

(1) 構造階別

鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 4 階建て

(2) 延べ床面積

13,364.05 平方メートル

(3) 主要室

ア 普通教室等

普通教室，特別活動室及び特別支援教室

イ 特別教室

理科教室，音楽教室，図画工作教室，家庭教室，外国語教室，図書室（ラーニングセンター）等

ウ 管理諸室等

エ 給食施設

(4) その他

プール，屋外通路，屋外階段，渡り廊下，屋外倉庫，機械室，ポンプ室等

3 契約の方法

制限付一般競争入札

4 契約金額

3,146,000,000 円

5 契約の相手方

柏市あけぼの四丁目 1 番 3 号

新日本建設株式会社 北関東支店

北関東支店長 蜂谷 照雄

議案第 7号 工事の請負契約の締結について（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（校舎棟）機械設備工事）

議案第7号は、（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（校舎棟）機械設備工事について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

1 場所

柏市船戸一丁目7番1

2 概要

新設小学校の校舎及び附属施設の建設工事に係る機械設備工事一式

- (1) 空気調和設備工事
- (2) 給排水衛生設備工事
- (3) ガス設備工事

3 契約の方法

制限付一般競争入札

4 契約金額

715,000,000円

5 契約の相手方

千葉市中央区富士見二丁目3番1号

大成設備株式会社 東関東支店

支店長 藤田 聡



議案第 8 号 工事の請負契約の締結について（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（校舎棟）電気設備工事）

議案第 8 号は、（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（校舎棟）電気設備工事について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

1 場所

柏市船戸一丁目 7 番 1

2 概要

新設小学校の校舎及び附属施設の建設工事に係る電気設備工事一式

(1) 電力設備工事

(2) 受変電設備工事

(3) 通信・情報設備工事

3 契約の方法

制限付一般競争入札

4 契約金額

398,200,000円

5 契約の相手方

千葉市中央区中央三丁目 10 番 6 号北野京葉ビル

栗原工業株式会社 東関東支社

支社長 井上 幹治

議案第 9 号 工事の施行協定の締結について（常磐線柏・北柏間仲町 跨線道路橋補修工事）

議案第 9 号は、常磐線柏・北柏間仲町 跨線道路橋補修工事について、次のとおり施行協定を締結しようとするものです。

1 場所

柏市柏五丁目 7 7 番 2 の一部ほか

2 概要

(1) 補修箇所

跨線部（延長 28.1 メートル，幅員 13 メートル）

(2) 主な補修項目

ひび割れ補修工，断面修復工，塗装塗替工，支承防錆工，排水設備補修工，落書き防止対策工及びボルト交換工

3 協定の方法

随意契約

4 協定金額

719,551,000 円以内

5 協定の相手方

東京都北区東田端二丁目 20 番 68 号

東日本旅客鉄道株式会社

常務執行役員東京支社長 深谷光浩

## 議案第10号 和解について

議案第10号は、市営住宅の滞納家賃等の支払に係る和解をしようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

### 1 和解の概要及び理由

本市の市営住宅である柏市根戸411番地の11市営北柏の1室の建物（以下「本件建物」という。）について、本件建物の亡入居者（以下「亡入居者」という。）が長期にわたり家賃及び駐車場使用料を滞納していたため、本市は相手方ら（亡入居者の法定相続人（以下「相手方A」という。）及び本件建物の賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）に係る債務の連帯保証人（以下「相手方B」という。）をいう。以下同じ。）と交渉し、亡入居者の未払の家賃及び駐車場使用料（以下「未払賃料債務」という。）並びに本件賃貸借契約の終了後の損害金（以下「損害金」という。）の支払について2のとおり合意したため、和解をしようとするもの

### 2 和解の内容

(1) 本件賃貸借契約につき、相手方Aは、本市に対し、亡入居者の未払賃料債務として金260万7,800円（和解の期日までに相手方らの支払の状況によって未払賃料債務の金額が減額となったときは、その減額後の額）及び本件賃貸借契約の終了後の損害金として金18万1,700円（和解の期日までに相手方Aの支払の状況によって損害金の金額が減額となったときは、その減額後の額）の支払義務のあることを認め、次のとおり分割して支払う。ただし、和解の期日までに相手方らの支払の状況によって未払賃料債務及び損害金の金額が減額となった場合であって、アに規定する期間に未払賃料債務及び損害金の支払が完了するときは、当該期間及びイに規定する期日を変更する。

ア 和解の期日の属する月から当該日から起算して9年10か月を経過した日の属する月まで、毎月末日限り、金5,000円ずつ

イ 和解の期日から起算して9年11か月を経過した日の属する月の末日限り、既払金を控除した残額

(2) 相手方Bは、本市に対し、相手方Aと連帯して未払賃料債務として金47万4,000円の支払義務があることを認め、令和3年9月30日限り一括して支払う。

- (3) 相手方Bが(2)の規定による支払をした場合、相手方Bの支払は(1)イに充当され、(1)イの支払額は相手方Bの支払額分減少する。
- (4) 相手方Aが(1)アの金額の支払を5回以上怠り、かつ、その額が金2万5,000円に達したときは、相手方Aは、当然に期限の利益を失い、本市に対し、(1)の未払賃料債務及び損害金の金額から既払金(相手方Bの支払金額を含む。)を控除した残額を一括して直ちに支払う。
- (5) 本市と相手方らは、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

議案第 1 1 号 専決処分について（令和 3 年度柏市一般会計補正予算について  
（第 1 号））

議案第 1 1 号は、低所得のひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行うため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により令和 3 年 4 月 8 日に専決処分により令和 3 年度柏市一般会計予算の総額を約 2 億 9 6 2 万円増額し、約 1, 4 1 7 億 9 6 2 万円に補正したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度 4 月補正予算の概要のとおりです。

議案第 1 2 号 令和 3 年度柏市一般会計補正予算について（第 2 号）

議案第 1 2 号は、令和 3 年度柏市一般会計予算の総額を約 8 億 4, 6 2 4 万円増額し、約 1, 4 2 5 億 5, 5 8 6 万円に補正しようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度 6 月補正予算（案）の概要のとおりです。